

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちづる会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

3 当法人の常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 各々の常勤監事の報酬月額は、俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

6 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

7 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

8 月の途中で常勤役員に就任したとき、常勤役員を退任したとき又は解任されたときは、報酬は日割り計算により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等(旅費は除く)は、月額をもって職員給与の支給日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば当法人が指定する金融機関に本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員が職務に従事するために出張したときは、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

4 前項の支給方法は、その旅行の都度、現金により支給する

5 役員及び評議員は、理事会及び評議員会その他の会議等の出席に要する交通費は、出張旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の俸給表

号	月額
1号	50,000円
2号	100,000円
3号	150,000円
4号	200,000円
5号	250,000円
6号	300,000円
7号	350,000円
8号	400,000円
9号	450,000円
10号	500,000円

別表2 非常勤役員報酬

名称	報酬
理事会等出席報酬(日額)	5,000円
理事、監事業務報酬(日額)	5,000円

別表3 評議員の報酬

名称	報酬
評議員会出席報酬(日額)	5,000円
評議員業務報酬等(日額)	5,000円